目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者運営評価委員会設置要綱

平成２３年４月１日目区文第１６３号決定
平成３１年３月１１日目区文第１９４０号改正
令和２年７月１日目区文第３０６号改正

（目的）

第１条　この要綱は、目黒区文化ホール及び目黒区美術館の指定管理者が指定管理期間中に行った管理業務の評価を実施するために設置する目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者運営評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項を所掌する。

(1)　評価基準及び評価方法に関すること。

(2)　管理運営業務の評価の実施に関すること。

(3)　管理運営状況の調査に関すること。

(4)　管理運営業務に係る指導・助言事項の整理に関すること。

(5)　評価結果の区長への報告に関すること。

(6)　その他、指定管理者制度の運用に関し委員会が必要と認めること。

（構成委員）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、指定管理者との関係において利害関係を有する組織の代表及び役員又はこれに準ずる者（相談役、顧問その他名称の如何を問わず、経営上の支配力を有する者を含む。）は委員になることができない。

(1)　学識経験者　　２人

(2)　区民　　２人

(3)　文化・スポーツ担当部長

(4)　スポーツ振興課長

２　委員会には、外部有識者としてアドバイザーを置くことができる。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、区長が指定した日から当該指定管理者の指定期間が終了する日までとする。

（委員長等）

第５条　委員会には委員長及び副委員長各１人を置き、委員長は委員による互選とし、副委員長は委員長の指名により選出する。

２　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

（招集）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

（会議）

第７条　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（指定管理者の出席）

第８条　委員会は、必要があると認めるときは、目黒区文化ホール又は目黒区美術館の指定管理者の出席を求め、管理運営状況に関する説明又は意見を聞くことができる。

（関係人の出席）

第９条　委員会は、必要に応じ、委員及びアドバイザー以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（会議の非公開）

第１０条　委員会の会議は非公開とする。ただし、委員会が必要と認めたときは会議の一部又は全部を公開とすることができる。

（守秘義務）

第１１条　委員会の委員及びアドバイザーは、会議及び評価の過程を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

（事務局）

第１２条　委員会の事務局は、文化・スポーツ部文化・交流課が担当する。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則（一部改正〔平成３１年３月１１日目区文第１９４０号〕）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則（一部改正〔令和２年７月１日目区文第３０６号〕）

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。